

平成23年8月分

弁護士と税理士とコンサルタント

数年前にうちの社員を弁護士さんが講演する相続税のセミナーに参加させたことがあります。感想を聞いた。「所長、相続は相続人全員が納得するまで話し合い、争続にならないようにまとめるのがプロの仕事だと先生は話されました。全くそのとおりですね」と言っていました。私はその話を聞いて、うちの社員に言いました「〇〇さん、弁護士は争いが長くなるほど報酬が増えます。税理士は早く相続税の申告書を作りないと報酬が入りません。この人がどういう立場なのか理解して話を聞くかないと本質を見誤りますよ」と。また会社を倒産させるか継続するかの判断で、弁護士さんに相談に行くと倒産させましょという意見が多く、税理士さんはどうにか存続させる方法を模索します。弁護士は破産や民事再生でお金を稼ぐものですし、税理士は会社が倒産するとお客様が1件なくなるわけです。立場が違うと意見が違うのが当然です。吉田土会計はこう立場かと言ふと、税理士ですが存続の立場で、会社の存続に熱心な弁護士さん、金融コンサルタントと組んで仕事をします。私共の事務所には、倒産するほか道はないと思われている方も相談に来ますが、多くのケースはお金が回るなりうて、努力すれば採算になる会社です。貸借対照表の見直し、資金繰りの改善により存続可能な会社になります。コンサルタントの方々との接点がタリの金融です。特に銀行出身のコンサルタントは我々会計事務所では知り得ない銀行の内部事情を熟知しているので心強い味方です。一般に経営者は、銀行交渉の経験が少なくて、強気に出るとお金を貸しても貰えなくなるという不安があります。そこで銀行さんの言ふれるままに、借金をしながら定期積金、定期預金をしたり、為替予約やデリバティブ取引の契約をして大きな損失を出している会社もあります。吉田土会計では、お客様と一緒に銀行交渉やリスクマネジメントのための経営計画のお手伝いをしています。(少し、なかには私達ではどうしても手に負えない事例もあります。その時には、金融コンサルタントの先生にお願いして解決して感謝されたケースも数多くあります。ただし、世の中には銀行さんよりお金を借りるのを専門にして手数料をとっているコンサルタントもあります。私達が将来も事業が改善する見込みがない、つぶれたほうがよいと思ってもコンサルタントが出来しない事業計画を作つてお金を調達するケースもあります。やがて多くの人に迷惑がかかる、この前の前のお金のためにやります。私達会計事務所にとって一番やかましいコンサルタントは、事業承継・相続コンサルタントです。彼等は講演会や著書で事業承継や相続のことがゆがつていて、弁護士や税理士は日本にごく少数(かいだい)我々は何百件もの事例で成功していると言います。税理士業界については大きな認識不足です。多くの税理士はネットワークで繋がり、相続のプロ中のプロを中心となつて勉強会と情報の共有を行っています。また税理士業務は無償独占なので資格がないものが有償たうと無償たうと業務をするのは税理士法違反になります。税理士会ともに税理士の調査、指発を行なっています。コンサルタントの方々が会計事務所と協力してやりましょうとお客様に銀行さんのように言ってくれれば協力しますが、自分達だけでやりたがるコンサルタントは要注意です。税務調査で結果が出ますが、立ち会い交渉をるのは我々税理士だけです。なお、この文章を書いている吉田土は税理士ですが、読んでくださっている皆様、この点を含みあき下さい。

吉田土一満